

医療従事者の賃金改善について

当院は入院ベースアップ評価料 250（1 日につき 250 点）を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

- ・算定対象：当院に入院されている患者様
- ・対象職員：医師を除く当院に勤務する全職員（看護職員・看護補助者・医療事務・薬剤師・検査技師・リハビリ職員・栄養士・事務職員 等）

※令和 8 年改定により 40 歳未満の勤務医も対象に追加されました。

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、入院医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和 8 年 6 月 1 日



福岡歯科大学
医科歯科総合病院
FUKUOKA DENTAL COLLEGE
Medical & Dental Hospital